

また、平成22年10月1日に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が施行されたことに伴い、独立行政法人福祉医療機構において、木材利用による施設整備及びエネルギー効率が高い設備整備など、エコ対策に係る融資率の優遇措置を講じることとしているので、積極的な活用が図られるよう、管内市町村及び社会福祉法人等に対して周知をお願いしたい。

## 8 障害福祉サービス事業所等における適正な運営等について

### (1) 福祉・介護人材の処遇改善事業について

福祉・介護人材の処遇改善については、障害福祉サービスの質の向上を図る観点から極めて重要な課題である。

このため、平成21年4月の報酬改定において「良質な人材の確保」を基本的な視点の一つとして、5.1%のプラス改定を行うとともに、同年10月から、障害者自立支援対策臨時特例交付金による基金事業において、介護等職員一人当たり月額平均1.5万円の賃金引き上げに相当する金額を事業者に助成する「福祉・介護人材の処遇改善事業」を実施しているところである。

当該事業の実施に当たっては、各都道府県には制度の趣旨をご理解いただき、管内事業者に対する申請勧奨をはじめ、申請率調査等について尽力をいただいているところであり、申請率も事業開始時点の約42%（平成21年10月現在）から、直近では約73%（平成22年11月現在）まで向上しているところである。（関連資料7（80頁））

しかしながら、介護分野の申請率（83%）に比べると未だ10ポイント程度下回っているところであるので、引き続き管内事業者に対し、様々な機会を捉えて申請勧奨を行われたい。

また、福祉・介護人材の処遇改善事業において、平成22年10月から、福祉・介護職員の能力、資格や経験等に応じた処遇を行うことを定めるキャリアパスの要件や、平成21年4月の報酬改定を踏まえた処遇改善に関する定量的要件を加えており、要件を満たしていない申請事業所については、助成額を減算することとしている。

※ キャリアパス要件（①又は②のいずれか）

- ① 福祉・介護職員の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定めていること、または職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系（一時的等の臨時的なものを除く。）について定めていること。
- ② 福祉・介護職員の職務内容等を踏まえ、職員と意見を交換しながら、資質向上のための目標及びその具体的な取組を定めていること。

※ 定量的要件

事業所のすべての福祉・介護職員に対して、平成21年4月の報酬改定を踏

まえて実施した処遇改善（職員に対する研修、休暇制度等の改善等）の内容及び要した費用を一つ以上明示するとともに、周知していること。

キャリアパス要件及び定量的要件の実施率については、平成22年10月時点においては95%である。

福祉・介護職員がやりがいを持って安心して働ける職場であることが、ひいては利用者へのサービスの質の向上につながる事となる。各都道府県においては、障害福祉サービス事業所等に対し申請勧奨を進めることと併せて、キャリアパス要件及び定量的要件を備えるよう、引き続き指導をお願いする。

なお、平成21年4月の報酬改定がどの程度、障害福祉サービス事業所等に従事する福祉・介護職員の処遇改善の向上につながっているのか調査・検証する「障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査」を実施しており、年度末までには調査結果を取りまとめ公表することとしているので、参考にされたい。

## （2）介護雇用プログラムについて

厳しい雇用失業情勢が続く中においても、介護分野における求人、ニーズは高く、資格を有する労働力を確保・育成することが急務となっている。

このため、緊急雇用対策（平成21年10月23日緊急雇用対策本部決定）において、養成機関での受講時間も含めて給与を得て、働きながら介護資格を取得する「介護雇用プログラム」を新たに創設したところであり、『「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム』の積極的推進及び居宅介護従業者養成研修課程における研修課程の一部免除規定の積極的な活用について」（平成21年11月16日職業安定局地域雇用対策室、社会・援護局福祉基盤課、同障害保健福祉部障害福祉課、政策統括官付労働政策担当参事官室連名事務連絡）により、障害福祉関係施設も同事業の対象とされているところである。

昨年、政府において「重点分野雇用創造事業の拡充」等を内容とする「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」（平成22年10月8日閣議決定）が策定され、地域における雇用改善の動きを更に促進するため、平成22年度補正予算において、介護雇用プログラム分も含めて雇用創出の基金が1,000億円積み増しされたところであり、以下の運用改善を行ったところである。（関連資料8（81,82頁））

### ① 実施期間の延長

平成22年度補正予算分の交付金を活用する重点分野雇用創造事業について、平成23年度まで（一部、平成24年度まで）の事業実施を可能とする。

### ② 対象分野の拡大

重点分野雇用創造事業において従来から設定されている対象分野（介護、医療、農林水産、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用）に、成長分野を支える基盤としての「教育・研究」分野を追加し7分野とする。

### ③ 重点分野雇用創出事業の対象分野の拡大

重点分野雇用創出事業について、現行の地域人材育成事業と同様に、地域において雇用が見込まれる分野を追加設定(4分野まで)できることとする。当該追加分野は、既に地域人材育成事業において設定されている分野と異なるものを設定することは差し支えないこと。

各都道府県におかれては、地域における更なる介護サービスの質、量を引き上げるため、一層の取組をお願いする。(詳細は「重点分野雇用創造事業の拡充等について」(平成22年11月26日職地発1126第1号厚生労働省職業安定局地域雇用対策室長通知)を参照されたい。)

## (3) 社会福祉法人会計基準等について

### ① 社会福祉法人の会計基準の一元化

社会福祉法人の会計処理については、「社会福祉法人会計基準」(平成12年2月17日社援第310号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)の他、当該社会福祉法人が経営する施設等の種別により「指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針」(平成12年3月10日老計第8号厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知)や「就労支援の事業の会計処理の基準」(平成18年10月2日社援発第1002001号厚生労働省社会・援護局通知)(以下「就労支援会計処理基準」という。)等、適用される会計ルールが複数存在しており、事務処理が煩雑、計算処理結果が異なる等の問題が指摘されている。

このため、会計処理に係る事務負担を軽減する等の観点から、平成20年度から、日本公認会計士協会の協力の下、社会福祉法人の会計基準の一元化に向けての検討を行い、平成22年1月に「社会福祉法人会計基準(素案)」を取りまとめたところである。

その後、関係団体及び各自治体のご意見を踏まえ所要の見直しを行い、今般「社会福祉法人会計基準(案)」(以下、「新会計基準」という。)としてとりまとめ、平成22年12月8日から平成23年1月14日までの間、パブリックコメントによる意見公募を行ったところ513件の意見が寄せられた。

施行時期については、事務体制が整い、実施が可能な社会福祉法人においては平成24年度から新会計基準に移行し、平成25年度には全ての社会福祉法人において新会計基準に移行していただくことを現行案としている。今後、パブリックコメントで寄せられた意見を踏まえ、必要な見直しを行った上で、平成22年度中に関係通知を発出する予定である。

### ② 授産施設会計基準の取扱い

社会福祉法人会計基準の一元化により、「授産施設会計基準」(平成13年3月29日社援発第555号厚生労働省社会・援護局長通知)については廃止することとしており、就労支援事業の工賃計算については、新会計基準

においてこれを行うこととなる。

さらに、「社会福祉法人会計基準（案）」の取りまとめに当たり、就労支援事業における工賃計算に関する基準についても、事務処理の簡素化を図ることを目的に見直しを行うこととしている。

具体的には、現行上、パン事業や菓子事業等、複数の生産活動を行う就労支援事業所の場合、それぞれの作業種別毎に会計を区分することが求められているが、新会計基準においては、多種少額の生産活動を行う等の理由により会計を区分することが困難な場合は、作業種別毎の会計の区分を省略することができることとする等の見直しを予定している。

なお、社会福祉法人以外の法人が就労支援事業を行う場合については、引き続き就労支援会計処理基準を適用することとなるが、前記の工賃計算の簡素化等について反映させた所要の改正を行う予定であるのでご了解願いたい。

### ③ 授産施設会計基準の経過措置

障害者自立支援法における就労支援事業の会計処理については、原則として、「就労会計処理基準」の適用を受けることとなるが、旧体系施設については、新体系サービスへ移行するまでの間、「授産施設会計基準」によることができることとされている。

しかしながら、社会福祉法人が設置する授産施設等の旧体系施設が新体系サービスの就労支援等へ移行する場合、事務負担の軽減や新会計基準への円滑な移行を図る観点から、新体系サービスへの移行後、「就労支援会計処理基準」を経ることなく前記新会計基準へ移行するまでの間、「授産施設会計基準」を用いることができることを検討しており、検討結果がまとも次第お知らせすることとしたい。

## （４）短期入所の整備促進について

### ① 医療機関で行う短期入所サービスの整備促進

医療サービスを必要とする重度の障害者が地域で安心して暮らしていく上で、介護者が病気等になった時や一時的な休息を取る際に短期入所サービスの充実を図っていくことが極めて重要である。

このため、障害福祉関係施設だけではなく、医療機関においてもいわゆる「医療型ショートステイ」として短期入所サービスの実施を可能としているところであり、平成21年4月の報酬改定において、医療機関における宿泊を伴わない短期入所サービスを創設したところである。

しかしながら、平成22年10月1日現在、4,014か所の指定短期入所事業所のうち、医療機関における指定短期入所事業所数は256か所と少ない状況である。

各都道府県におかれては、地域のニーズを踏まえ、医療サービスを必要とする障害者の方々に対して適切な支援が行われるよう、医療機関の協力

を得ながら、必要な短期入所サービスの整備に努められたい。

## ② 単独型の短期入所サービスの整備促進

指定短期入所のうち、併設事業所又は空床利用型事業所以外の指定短期入所については、単独型事業所として、指定障害者支援施設等入所施設以外の様々な事業所において行うことが可能である。

単独型事業所については、先の報酬改定において、指定要件の明確化を図るとともに、経営の安定を図るため「単独型加算」を創設したところである。

さらに、指定短期入所事業所の設置を進めるため、平成22年度から社会福祉施設等施設整備費補助金の補助対象として、短期入所事業所に新たに単独型事業所を追加したところである。

第2期障害福祉計画では、短期入所の平成23年度整備目標が4万人分であるのに対し、平成22年10月の利用実人員は2.9万人であり、今後さらなる整備が必要である。都道府県におかれては、地域のニーズを踏まえ、この施設整備費補助金や基金事業における「障害者自立支援基盤整備事業」を活用すること等により、単独型事業所のみならず、併設事業所や空床利用型事業所も含め、指定短期入所事業所の整備を進められたい。

## (5) 障害者自立支援給付費負担金等の適正な執行について

障害者自立支援給付費負担金の執行に関し、平成22年11月に国会へ提出された平成21年度決算検査報告において、

- ・ 対象経費の実支出額に自立支援給付費の一部を二重に計上する
- ・ 障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業の対象経費を含める

等により、本負担金の経理が不当と認められるとの報告がなされたことは、誠に遺憾である。

については、各都道府県におかれては、管内市町村に対して適正な事務処理を指導するなど、本負担金の適正な執行に努められたい。

また、障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金の執行に関しても、

- ・ 控除対象となる徴収金の算定において、扶養義務者の税額等による階層区分によって定められた徴収金ではなく、実際に扶養義務者等から収納した額によって算定していた

等により、本負担金の経理が不適切と認められるとの報告がなされたところであり、各都道府県におかれては、事務処理についてご留意のうえ、本負担金の適正な執行に努められたい。

(参考)

会計検査院HP：

(障害者自立支援給付費負担金)

[http://www.jbaudit.go.jp/report/summary21/pdf/fy21\\_futo\\_51.pdf](http://www.jbaudit.go.jp/report/summary21/pdf/fy21_futo_51.pdf)

(障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金)

[http://www.jbaudit.go.jp/report/summary21/pdf/fy21\\_futo\\_60.pdf](http://www.jbaudit.go.jp/report/summary21/pdf/fy21_futo_60.pdf)

さらに、精神障害者社会復帰施設については、各都道府県の指導監査等において、一部の施設で精神障害者社会復帰施設等運営費補助金の返還を要する不適切な事務処理が行われていたとの報告がなされるなど、事務処理に問題のある事例が見受けられているところである。各都道府県におかれては、管内施設に対する指導監査の一層の強化を図るなど、引き続き本補助金の適切な執行に努められたい。

## (6) 自立訓練と就労移行支援に係る訓練等給付費の支給決定の取扱い

一部市町村において、自立訓練や就労移行支援の利用について、「生涯一度だけの利用が原則であり、再度の利用はできない」との誤った運用がなされている実態があると聞いているところである。

自立訓練及び就労移行支援の利用については、生涯一度だけの利用を原則とするものではなく、例えば、障害者が自立訓練の利用を経て地域生活に移行した後、生活環境や障害の状況の変化等により、再度、自立訓練の利用を希望し、その利用が必要と認められる場合においては、再度の支給決定が可能な仕組みとしている。

各都道府県におかれては、管内市町村及び関係機関に対し、自立訓練及び就労移行支援に係る訓練等給付費の支給決定が適切になされるよう周知徹底をお願いする。

## (7) 感染症の予防対策等について

インフルエンザは毎年冬期に流行を繰り返しており、社会福祉施設等においては、集団感染等に対する十分な注意が必要とされている。

このため、都道府県等におかれては、社会福祉施設等へ必要な情報を適宜提供するとともに、「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（平成22年12月1日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局総務課長連名通知）等を参考に、衛生部局、保健所及び市町村とも連携しつつ、適切な対応をお願いしたい。

(参考)

・厚生労働省ホームページ「今冬のインフルエンザ総合対策」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/index.html>

- ・国立感染症研究所感染症情報センターホームページ

<http://idsc.nih.go.jp/index-j.html>

- ・インフルエンザQ&A（平成22年度）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/qa.html>

- ・インフルエンザの基礎知識

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/file/File.html>

社会福祉施設等は高齢者や乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることを十分認識の上、ノロウイルスやレジオネラ症等の感染症、食中毒等に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要であることから、以下の通知を参考に衛生部局、民生部局及び市町村とも連携しつつ、管内社会福祉施設等に対し適切な予防対策を図るよう指導の徹底をお願いしたい。

《参照通知等》

- ・「社会福祉施設等におけるノロウイルスの予防啓発について」

（平成22年12月1日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡）

- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延対策について」

（平成19年9月20日雇児総発第0920001号、社援基発第0920001号、障企発第0920001号、老計発第0920001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）

- ・「ノロウイルスに関するQ&Aについて」

（平成18年12月8日雇児総発第1208001号、社援基発第1208001号、障企発第1208001号、老計発第1208001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）

- ・「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」

（平成17年2月22日健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）

- ・「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」

（平成15年7月25日社援基発第725001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」

- ・「社会福祉施設における衛生管理について」

（平成20年7月7日雇児総発第0707001号、社援基第0707001号、障企発第0707001号、老計発第0707001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社

会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局  
計画課長連名通知) 別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」

なお、社会福祉施設等に対し、ウィルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生主管部局と連携し正しい知識の普及啓発を行い、利用者等の人権に配慮した対応が適切に行われるよう指導をお願いしたい。

《参照通知等》

・「当面のウィルス肝炎対策に係る体制の充実・整備等について」

(平成13年4月24日健康局総務課長、疾病対策課長、結核感染症課長連名通知)、C型肝炎について(一般的なQ&A)(平成18年3月)

## (8) 障害者支援施設等の防災対策等について

### ① 防災対策について

障害者支援施設等の入居者の多くは自力避難が困難な者であることから、都道府県におかれては、次の事項に留意の上、施設の防火安全対策の強化に努めるよう、管内の障害者支援施設等に対して指導するとともに、特に指導監査等にあたって重点的な指導を行うようお願いしたい。

ア 火災発生の未然防止

イ 火災発生時の早期通報・連絡

ウ 初期消火対策

エ 夜間防火管理体制

オ 避難対策

カ 近隣住民、近隣施設、消防機関等との連携協力体制の確保

キ 各種の補償保険制度の活用

また、地すべり防止危険区域等土砂等による災害発生の恐れがあるとして指定されている地域等に所在している社会福祉施設等においては、

ク 施設所在地の市区町村、消防機関その他の防災関係機関及び施設への通知

ケ 施設の防災対策の現状把握と、情報の伝達、提供体制の確立

コ 入所者の外出等の状況の常時把握及び避難及び避難後の円滑な援護

サ 消防機関、市町村役場、地域住民等との日常の連絡を密にし、施設の構造、入所者の実態を認識してもらうとともに、避難、消火、避難後の円滑な援護等を行うための協力体制の確保

等防災対策に万全を期されたい。